（教示）
1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
2　この処分については、この処分があったことを知った日（上記１の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、静岡市を被告として（訴訟において静岡市を代表する者は静岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成27年７月６日　群馬県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　氏名及び本籍地　茂木　祥吾、群馬県
⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者
①　小学校教諭一種免許状、平21小一種第297号、平成22年３月31日、群馬県教育委員会
②　中学校教諭一種免許状（数学）、平21中一種第220号、平成22年３月31日、群馬県教育委員会
③　高等学校教諭一種免許状（数学）、平21高一種第359号、平成22年３月31日、群馬県教育委員会
2　失効年月日　平成27年６月17日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳～50歳代の男性、身長166㎝、中肉、着衣は黒色トレーナー、灰色地に黒色波線模様のトランクス（タグは中国語表記、サイズＸＸＸＬ）、紺色靴下（左足）着用、所持金品なし
上記の者は、平成27年５月21日佐渡市羽茂大橋3382番地先の羽茂港西防波堤灯台から真方位86度0.5海里付近海上にて遺体で発見され、死後３～６か月経過していると推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は当市の真楽寺にて保管してありますので、心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。
平成27年７月６日
新潟県　佐渡市長　甲斐　元也

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上の男性、所持金品はなし
上記の者は、平成27年２月４日午後１時15分頃、富山市城村502番地市営住宅198号室にて発見されました。身元不明のため平成27年４月22日に火葬に付し、遺骨は富山市長岡墓地無縁納骨堂に安置してありますので、心当たりの方は、本市社会福祉課まで申し出てください。
平成27年７月６日
富山県　富山市長　森　雅志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳から50歳位、身長170㎝位、男性、着衣及び所持金品は黒色半袖シャツ、紺色Ｇパン、現金3,133円ほか
上記の者は、平成27年６月７日午前11時３分頃、大津市今堅田一丁目15番22号先琵琶湖大橋西詰から約100メートル南方の琵琶湖岸において発見されました。死因は溺死、死亡日時は平成27年５月25日頃と推定されます。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は本市で保管しています。心当たりのある方は大津市役所生活福祉課までお申し出ください。
平成27年７月６日
滋賀県　大津市長　越　直美

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30から50歳の男性、身長不詳、所持品はリュックサック（黒色）、財布（黒色、２つ折り、現金242円）、腕時計（ＳＥＩＫＯ製）、Suicaカード、ウォークマン（赤色）等
上記の者は、平成27年４月23日午後２時ころ、和歌山県伊都郡高野町大字高野山550番地奥之院南東図測260ｍの山林内で白骨死体で発見され、死亡日は平成25年ころと推定される。遺体は火葬に付し、遺骨は高野町斎場で保管していますので、心当たりの方は、和歌山県高野町福祉保健課まで申し出てください。
平成27年７月６日
和歌山県伊都郡　高野町長　平野　嘉也

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、ＤＮＡ型鑑定により40歳以上の男性と推定、遺留品は、ジャンパー、運動靴、着衣の一部、メガネ、現金711円在中の財布
上記の者は、平成27年４月10日午前７時45分頃、宮崎県日之影町新畑橋付近の町道沿いで人骨の一部として発見されたもので、死亡場所は現場上方の雑木林と推定される。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は当町町民課まで申し出ください。
平成27年７月６日
宮崎県　日之影町長　佐藤　貢

公示送達

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

下記に記載する建築物等については、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行のため、移転又は除却を必要としているが、その占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第４項及び第５項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第１項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告する。
平成27年７月６日
弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之
記
1　建築物等の表示
⑴　建築物等の所在地
青森県弘前市大字駅前二丁目８番地３
青森県弘前市大字駅前二丁目８番地14
青森県弘前市大字駅前二丁目８番地20
青森県弘前市大字駅前二丁目８番地20先
⑵　建築物等の概要
ブロック積塀、ネットフェンス、物置、ブロック縁石、アスファルト舗装、屋外排水管、立竹木等一式
⑶　摘要
鉄筋コンクリート造陸屋根８階建の建物（移転不要建物）
2　通知内容
⑴　移転又は除却期限
平成27年９月28日（月）
⑵　摘要　当該建築物等は、移転又は除却期限後は施行者において移転又は除却を行います。
なお、建築物等の所有者には、建築物等の移転又は除却の通知と併せて上記期限まで自ら移転又は除却するか否かを照会しましたので、当該建築物等の占有者は、移転工事の際に自ら所有する物件が支障となった場合は移転に協力して下さい。
（教示）
1　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（連絡先）
弘前市都市環境部区画整理課移転係
〒036―8003
青森県弘前市大字駅前町９番地20
（ヒロロ３階）
電話0172―34―3233